

令和元年度補正

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

一次公募（臨時対応）

よくある質問

<後年手続きについて>

質問 1： IT 事業者ポータルにログインできません。

質問 2： 申請マイページにログインできません。

質問 3： IT 事業者ポータル・申請マイページのログイン ID がわかりません。

質問 4： IT 導入支援事業者の事業者名や担当者等、登録の情報に変更がありました。
何か手続きは必要ですか。

質問 5： 補助事業者の事業者名や担当者等、登録の情報に変更がありました。
何か手続きは必要ですか。

質問 6： 導入した IT ツールを 1 年未満で解約または使用しなくなる場合、何か手続きは必要ですか。

質問 7： IT ツールの導入から 1 年以上経過後に解約または使用しなくなる場合、何か手続きは必要ですか。

質問 8： 導入した複数の IT ツールの一部を解約する場合、辞退届の提出は必要ですか。

質問 9： 複数の IT ツールを導入している場合の導入時期の基準を教えてください。

質問 1 : IT 事業者ポータルにログインできません。

回答 1 : ログイン ID 及びパスワードに間違いがないか、また IT 導入補助金 2019（平成 30 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）の IT 事業者ポータルよりログインをしているか、左上の表記は（「IT 導入補助金 2020 令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」であるか）をご確認ください。

・ IT 導入補助金 2020（令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 一次公募（臨時対応））の IT 事業者ポータルは [こちら](#)からログインしてください。

※一次公募は臨時対応の為、IT 導入補助金 2020（令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、令和 2 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、）の IT 事業者ポータルとは異なります。

質問 2 : 申請マイページにログインできません。

回答 2 : ログイン ID 及びパスワードに間違いがないか、また IT 導入補助金 2020（令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 一次公募（臨時対応））の申請マイページよりログインをしているか、左上の表記は（「IT 導入補助金 2020 令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」であるか）をご確認ください。

・ IT 導入補助金 2020（令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 一次公募（臨時対応））の申請マイページは [こちら](#)からログインしてください。

※一次公募は臨時対応の為、IT 導入補助金 2020（令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、令和 2 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、）の申請マイページとは異なります。

質問 3 : IT 事業者ポータル・申請マイページのログイン ID がわかりません。

回答 3 : IT 事業者ポータル・申請マイページのログイン ID を失念した場合は、以下の登録されている情報をご確認いただき、IT 導入支援事業者より、お問い合わせフォームまたは下記コールセンターまでご連絡ください。

- ・ 申請番号/交付申請番号
- ・ 事業者名
- ・ 担当者氏名（フルネーム）
- ・ 担当者メールアドレス

・ 法人番号

【R1 お問い合わせフォーム】

<https://www.it-hojo.jp/past-it/r1-it/>

【サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 後年窓口】

ナビダイヤル：0570-002-551

IP 電話などからのお問い合わせ先：042-303-1490

受付時間 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

質問 4：IT 導入支援事業者の事業者名や担当者等、登録の情報に変更がありました。
何か手続きは必要ですか。

回答 4：IT 事業者ポータルの「情報変更(申請不要)」「情報変更(申請あり)」より
登録情報の一部編集・変更申請を行ってください。

質問 5：補助事業者の事業者名や担当者等、登録の情報に変更がありました。
何か手続きは必要ですか。

回答 5：必ず IT 導入支援事業者へ変更を行う旨をお伝えいただき、申請マイページより登
録情報の一部編集・変更申請を行ってください。なお、手続きの詳細については
「事業実施・実績報告の手引き」をご参照ください。

質問 6：導入した IT ツールを 1 年未満で解約または使用しなくなる場合、何か手続きは
必要ですか。

回答 6：導入した IT ツールを 1 年未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退
とみなし、交付した補助金の全額返還（加算金等含む）となりますので、辞退届の
提出が必要です。

質問 7：IT ツールの導入から 1 年以上経過後に解約または使用しなくなる場合、何か手続き
は必要ですか。

回答 7：導入した IT ツールを補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間に解約また
は使用しなくなる場合は辞退届の提出が必要となります。補助金の返還の有無につ
いては辞退届をご提出いただき、状況を伺った後の判断となります。

質問 8：導入した複数の IT ツールの一部を解約する場合、辞退届の提出は必要ですか。

回答 8：導入した複数の IT ツールの一部を解約する場合であっても、実施している補助事
業の辞退とみなしますので辞退届の提出が必要となります。また、補助金の全額返
還となる場合がありますので、ご注意ください。

質問 9：複数の IT ツールを導入している場合の導入時期の基準を教えてください。

回答 9：導入している複数の IT ツールの納品日が異なる場合、事務局に提出した実績報告の納品日が遅い方を基準として考えます。